

第6回教育委員会会議録

1日 時 平成27年6月23日(金) 開会：14時30分
閉会：16時5分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長

出席した者 中央図書館長 保育幼稚園課長 文化スポーツ課長、文化スポーツ課職員(梅田主査)
新南陽総合出張所次長代理(小川主査) 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長代理
(小田コアプラザかの所長)

5書 記 教育政策担当補佐

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第14号 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について
3	報告第15号 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について
4	議案第31号 平成27年度周南市一般会計補正予算要求について
5	議案第32号 周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第33号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について
7	議案第34号 周南市スポーツ推進計画に対する意見について

7 委員会協議会 (1) 7月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

(2) 櫛浜公民館の供用開始時期について

- 委員長 　ただ今から「平成27年第6回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと片山委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第14号「周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について」を議題とします。
この件について、生涯学習課から説明をお願いします。
- 生涯学習課長 　報告第14号、周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱についてご説明いたします。
議案書は1ページから2ページをご覧ください。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。
今回の委嘱は、本年度第5回周南市教育委員会にてご承認頂きました、周南市青少年育成センターの設置に関する規則、第5条の青少年指導員の委嘱でございまして。この青少年指導員は少年の保護育成に関する直接的な保護活動に従事していただくこととなります。青少年指導員は34名で、委嘱期間につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございまして。名簿につきましては、2ページに掲載いたしております。
以上報告いたします。
- 委員長 　何か質問がございますか。
よろしいですか。他に質問はございませんか。
それでは、報告第14号を承認します。
続いて、日程第3、報告第15号「周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。
この件について、人権教育課から説明をお願いします。
- 人権教育課長 　報告第15号「周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。
議案書3ページをお願いいたします。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定によるものでございます。
人権教育推進協議会は、人権教育を総合的かつ効果的に推進するために設置されたものでございまして。
このたび、周南市企業職場人権教育連絡協議会、及び周南市地域人権教育連絡協議会の役員交代がありましたので、4ページのとおり委員の解嘱及び委嘱をするものでございまして。なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間となり委嘱日から平成28年3月31日までとなります。
以上、ご報告申し上げます。
- 委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第15号を承認します。
続いて、日程第4、議案第31号「平成27年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。
この件について、各課から説明をお願いします。

最初に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 議案書の5ページ、議案第31号「平成27年度周南市一般会計補正予算要求について」の学校教育課の所管するものについて、ご説明いたします。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号の規定により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることにつきましては、教育委員会の権限とされておりますことから、議案書の5ページから8ページのとおりお諮りするものでございます。

今回の補正予算は、歳入予算が60万4千円、歳出予算が1千793万7千円をそれぞれ増額するものでございます。それでは、歳出予算からご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。

まず、教育費、教育総務費、教育指導費の生活指導推進事業費1千418万5千円の増額は、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことに伴い、増員となる経費を補正するものでございます。

当初予算では生活指導員47人、介助員8人を見込んでおりましたが、実際には、生活指導員が65人、内訳は小学校48人、中学校17人、介助員は6人、内訳は小学校5人、中学校1人を配置しております。

スクールソーシャルワーカー配置事業費90万5千円の増額は、県の補助内示が当初予算の見込みより増額となったため、それに基づき増額するものでございます。これによりスクールソーシャルワーカーの派遣可能時間が208時間だったものが、さらに192時間増え、400時間となります。

教育費、小学校費、小学校教育振興費の小学校児童輸送費284万7千円の増額は、八代小学校においてスクールバスの運行が必要になったことによるもの、また、中須小学校については、在籍児童がいない状態となったことから沼城小学校までの通学の安全確保のため、タクシー通学に係る費用を補助するために必要な経費を増額するものでございます。以上で歳出予算の説明を終わります。

次に、歳入予算をご説明いたします。議案書の7ページをお開きください。

県支出金、県補助金、教育費県補助金、教育総務費補助金のいじめ問題等対策推進体制整備事業費補助金60万4千円の増額は、さきほどのスクールソーシャルワーカー配置事業へ充当するものでございます。

以上、学校教育課の所管するものについての説明を終わります。

委員長 続いて、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長 続きまして、学校給食課に係るものについてご説明いたします。

それでは、歳出からご説明申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

学校給食費、需用費1千168万5千円の増額は、新南陽学校給食センターの修繕に要する経費でございます。調理場内の設備や機器類に、この春休みから5月の間、故障、破損などが発生しましたことから、子供たちへ安心安全な給食を届けるため、この夏休みの長期休暇中に大規模に取替修理・修繕を行うものです。修繕の内訳は蒸気釜の取替修理、食器乾燥消毒保管庫修繕、食器洗浄機修繕、調理場内天井修繕でございます。これに伴う歳入の補正はございません。

以上、学校給食課の所管するものについての説明を終わります。

委員長 最後に、保育幼稚園課から説明をお願いいたします。

保育幼稚園課長 引き続き、保育幼稚園課に係るものについてご説明いたします。

それでは、歳出からご説明申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

教育費、幼稚園費、幼稚園振興費のうち、最初に下段の、私立幼稚園施設型給付費交付事業費の私立幼稚園施設型給付費負担金の補正額6千407万9千円からご説明させていただきます。

これは、私立幼稚園の運営費に関しまして、これまでの私学助成制度から子ども・子育て支援新制度の施設型給付制度への移行を選択された私立幼稚園に対して、運営費として施設型給付費負担金を給付するものです。

当初予算編成時には愛光幼稚園1園分を計上していましたが、予算編成後に、蓮生・まこと幼稚園の新制度への移行の届出が県に受理されたため、蓮生・まこと幼稚園の施設型給付費を追加分として補正を行うものです。

これに連動して、上段の記載にあります私立幼稚園就園奨励事業費に当初予算では計上していましたが蓮生・まこと幼稚園分の私立幼稚園園児保護者補助金と私立幼稚園就園奨励費補助金の所要額計1千894万3千円が減額補正となるものです。

7ページの歳入予算の補正につきましては、歳出予算で説明いたしました事業に対する国や県の応分の負担でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審査、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第31号を決定します。

続いて、日程第5、議案第32号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案書の9ページ、議案第32号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号に基づくものでございます。

翔北中学校については、平成24年度から須々万中学校へ統合し休校となっております。この度、中山間地域起業等促進事業としての利活用を開始することとなったため、所要の改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第32号を決定します。

続いて、日程第6、議案第33号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第33号、周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について説明いたします。

議案書は12ページから13ページをお開きください。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号によるものでございます。今回の委嘱は、周南市大田原自然の家条例第17条の運営協議会委員の委嘱でございます。

この運営協議会委員は、「大田原自然の家」の運営方針や整備計画、利用促進等を協議い

ただくものです。

委員は6名で、委嘱期間につきましては、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間でございます。名簿につきましては、13ページに掲載いたしております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第33号を決定します。

続いて、日程第7、議案第34号「周南市スポーツ推進計画に対する意見について」を議題とします。文化スポーツ課から説明をお願いします。

文化スポーツ課長 議案書14ページ、議案第34号「周南市スポーツ推進計画について」ご説明いたします。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定により、学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることにつきましては、教育委員会の権限とされております。

また、本件は、スポーツ基本法第10条第2項により、市長が市のスポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会の意見を聴かなければならない。とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは事前にお配りしました「周南市スポーツ推進計画（素案）」について、全体概要をお手元の概要版にてご説明いたします。

周南市スポーツ推進計画策定の趣旨としましては、国が制定した「スポーツ振興法」が、平成23年に「スポーツ基本法」へ改正されたのを受けまして、また、本市の最上位計画である第2次まちづくり総合計画の策定にあわせて、これまでありました「元気しゅうなんスポーツプラン・周南市スポーツ振興計画」の見直しを図るものでございます。

計画の位置づけとしては、まちづくり総合計画の目標を実現するため、それぞれの上位計画と関連する個別計画との整合性を図ることとしておりまして、図に示したような関係になっております。

計画期間は、まちづくり総合計画に合わせる形で、今年度から平成36年度までの10年間としております。

基本理念ですが、『「する」・「観る」・「支える」を重視し、生涯にわたりスポーツ文化に親しむことができるまちづくり』としております。これまでの「元気しゅうなんスポーツプラン・周南市スポーツ振興計画」では「健康でスポーツを楽しむ人づくり」を基本理念としていましたが、今回の計画ではスポーツを「する人」から、「する人」・「観る人」・「支える人」へと新たな視点で捉え、大きく発展させたところが違うところでございます。

次に概要の2ページをお願いします。

基本方針は4つあります。1つ目にライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツ文化の推進、2つ目にスポーツを通じた地域活性化、3つ目にスポーツ環境の充実、4つ目に共創によるスポーツ文化の推進がでございます。基本目標および数値目標でございますが、本計画の達成状況を評価する指標といたしまして、スポーツ少年団加入率、18歳以上の市民が週1回以上、スポーツ活動を実施した割合、地区スポーツ事業への参加者数、市内で開催する中国大会以上の大規模大会の誘致数、スポーツボランティアの登録人数の5項目挙げております。数値目標を5か年としております。5年間目で目標の見直しを図る予定にしております。

概要の3ページをお願いいたします。先ほどの基本理念を推進するため、4つの基本方

針を掲げておりますが、それ毎に具体的な基本施策を定め、取組の方向性を示しているのがそちらの図でございますが、14の基本施策に基づいて、それぞれ施策を展開してまいります。基本方針施策の一部をご紹介しますと、そちらには掲載されておりませんが、幼児期のスポーツ活動の推進についてですが、国の計画では、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が小学校の早い段階からその傾向が見られ、小学校低学年においても明確な体力の向上傾向が認められていないため、幼児期からの積極的な取り組みが重要となっております。こうしたことから、様々な指針を挙げておりますが、②青少年期のスポーツ活動の推進でございます。国の計画では、「今後10年以内に、子どもの体力が昭和60年ころの水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなること」を目標としており、学校だけでなく、家庭でのスポーツ機会の確保や地域、関係団体等と連携し、スポーツに興味を持ち、「楽しみ」、「好きになる」子どもを増やす取り組みが求められております。

こうしたことから、幼年期や青少年期の課題解決のために、一つの取り組みとしましては、秋に「ねんりんピックやぶち元気がいいねフェスタ」と同時開催する「市民スポーツフェスタ」の中で、本市のスポーツ振興委員会、スポーツ推進委員協議会とも連携しながら、幼年期、青少年期の子供たちが参加可能な体験コーナーなども、取り入れているところでございます。

次に、施策・事業の推進にあたって、共創による推進体制についてですが、まちづくり総合計画の名称も「しゅうなん共創共生プラン」となっており、共に創る、共に生きるがテーマとなっております。

市民が主体的にスポーツを楽しみ、地域で交流を図ることができるよう、市民や地域、また、関係団体等が連携・協働して計画を推進していくこととしております。

計画の推進については、まちづくり総合計画にあわせて、その基本構想、基本計画、実施計画に基づき、計画的に推進していくこととしております。

最後になりますが、概要の4ページをお願いいたします。計画策定の流れをお示しております。

平成25年9月に第1回の計画策定委員会を開催し、6回の協議を経て素案を策定しております。策定委員会のメンバーは、その下の表にありますが、小中学校など青少年関係では、小学校体育連盟会長の田中様、中学校体育連盟の原田様、平成26年の4月11日に交替して藤村様、また、市スポーツ少年団本部の豊田様に入っていただきご協議いただいております。この、素案につきましては、3月16日から4月15日の1か月間、パブリックコメントを行い、市民の皆様のご意見を頂戴したところでございます。

主な意見として具体的に申しますと、「大津島ポテトマラソンの参加者推移の記載があるが、現状の申込者数が大会としての人数上限なのか記載が必要である。」「障害者スポーツの現状についての記述が必要である。」「用語解説が必要と思われる語句がある。」など25件でございまして、それぞれ必要なご意見については、追加・修正等をさせていただき、その回答をホームページに掲載しております。

そして本日、教育委員会の皆様のご意見をいただくということになってございまして、その後意見を踏まえまして、スポーツ推進計画を策定したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長

何か質問がございますか。

月谷委員 素案の最後のページに、いろいろな用語の説明が書いてありますが、「トップスポーツ」、本文を見ても、解説を見ても意味合いが私にはわからなかったのですが、インターネットで、文言を探してみたのですが、使用されている感じと少し違うような使い方をされているように見受けられたのですが、いかがでしょうか。

文化スポーツ課長 用語解説を読まさせていただきます。「プロスポーツやアマチュアスポーツの国際大会などにおいて、その競技で最高水準の実力を認められている運動選手が行うスポーツ」とあります。要はスポーツでいいますと、プロの世界であったり、アマチュアでいいますとオリンピックの選手、そういった最上位の成績を収めていらっしゃるレベルの選手の皆さんがされるスポーツで、わたしども調べましているいろいろな解釈もございまして、難しいなと思っているところです。今、私どもが申し上げた感覚が私どもが使っている内容でございます。解りにくくて申し訳ありません。

月谷委員 今、言われた意味合いならそのままでいいと思いますが、少し意味がありそうなのかなと思ひまして。

文化スポーツ課長 47 ページですが、本文の方を読まさせていただきます。「本市出身のトップレベルの競技者を育成するとともに、トップスポーツと地域スポーツの好循環を創設し、本市で育ったトップ選手が本市で活躍できるような体制づくりに関係団体と連携して務める一方、指導者の育成を推進するため・・・」とあります。言葉が足りないのですが、トップスポーツと言いますと、うちの中にも例えばレスリングでいいますと国体に連続10年間出場している職員がいますし、マラソンでいいますと防府読売マラソンに出場している職員もいます。そういった人を活用し、講習等する中で連携を図ってやっていくことで、基本考え方はそういう思いではあるのですが、少し説明不足の所があるかもしれません。ここは、考えさせていただきます。身近に、トップレベルの選手がいるということでございます。こういう職員を媒介して、中央の方で活躍していらっしゃる選手を使えるというイメージでとらえておりますので、ご理解いただけたらと思います。

松田委員 基本目標及び数値目標のライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツ文化の推進ということで目標値を掲げていらっしゃるのですが、②の18歳以上の市民が週1回以上、スポーツ活動を実施した割合というふうになっていて、ライフステージに応じたというふうになっているのですが、すべて18歳以上にくくられているのですが、それは何か意図されるものがあるのですか。

文化スポーツ課長 実を言いますと、スポーツ推進計画の中には小、中、それとそれぞれのステージに応じた市民に意識調査を取っております。このなかで小、中、高校生につきましては学校の授業などスポーツの可能性はある。子供たちの二極化が叫ばれておりますが、成人になられても二極化が進んでいるのです。やはり、会社の中のクラブ活動をやっている方は、そういうことを毎回される。何も無い方は、お金を払って体を動かす方もいらっしゃるんですけど、全く何もされない、どんどん離れていっていらっしゃる。その中で成人を18歳以上と捉えて大きく目標を挙げることでスポーツをやる人口が増えるのではないかとということで、あげさせていただいております。

松田委員 高齢者も含まれると意味でなくて、18歳から60歳という意味ですか。

文化スポーツ課長 そうでございます。高齢者は高齢者で別にとっております。高齢者はまた、スポーツが健康づくりの方のほうにはしておりますので、ちょっと趣が違います。

委員長 私の方から、3つほどよろしいですか。このまま出されるのでしたら、字がくっつい

ていて、おそらく調整はされるのですが、それがひとつと、6ページのグラフを見た時に、小学生の体力・運動能力の体重の左の縦軸が解りにくい表示になっています。

文化スポーツ課長 そこは、違っていますね。訂正いたします。

委員長 それから、間違いではないですが、アンケート26ページのあたり、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、とあるのですが、女性、男性の違いがあるのかなど、表がひとくくりになっているので、それぞれの年代によって男女の別々なものはでていなかったのもので、そこまでは捉えていないのだろうと思います。あつた方が良いのかどうかについての判断は解りませんが、検討していただければと思います。

文化スポーツ課長 わかりました。アンケートの段階でないだろうと思いますが、男性と女性という振分で指定されたのだと思いますが、持ち帰って結果を見て検討させていただきます。

委員長 他にありませんか。それでは、議案第34号を決定します。

 その他に何かありますか。

 よろしいですか。他にはございませんか。

 以上で、平成27年第6回教育委員会を終了します。

署名委員

月谷 慈寛 委員 _____

片山 研治 委員 _____